

東近江市森林整備計画

令和5年4月樹立

自 令和5年4月1日

計画期間

至 令和15年3月31日

滋賀県東近江市

第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準	9
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の種類別の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項.....	10
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
3	その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項.....	13
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
5	その他必要な事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項.....	13
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	
第7	作業路網・架線その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項.....	14
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網・架線その他の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
第8	その他必要な事項.....	15
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備等に関する事項	
III	森林の保護に関する事項.....	16
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防、その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法	
2	鳥獣被害対策の方法（第1に掲げる事項は除く。）	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
IV	森林の保健機能の増進に関する事項.....	18
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	
4	その他必要な事項	
V	その他森林の整備のために必要な事項.....	19

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は滋賀県の南東部に位置し、地形は東西に細長く、東は海拔 1,241m の御池岳を主峰とした 1,000m 級の山岳が連なり、鈴鹿国定公園区域となっており、西は琵琶湖に面している。地区の中央と南西部に愛知川と日野川が流れており、緑豊かな湖東平野の田園地帯が広がっている。また、地区内には箕作山、織山などが点在しており、美しい景観を形成している。

本市の総面積は 38,837ha であり、森林面積は 21,140ha、森林面積の内人工林面積は 7,252ha であり、人工林率は約 33%と滋賀県の平均値と比較すると若干低く広葉樹率が高い。

市内の森林の多くが永源寺・愛東・湖東各地区の鈴鹿山系の山間部に存在し、湖東平野を潤す重要な水源の役割を果たしている。しかし、近年の森林・林業を取り巻く状況は、生活様式の変化、木材需要の低迷や価格の下落、これらを要因とする生産基盤の遅れなどから林業経営が成り立たなくなり林地所有者の地域外流出が増加する等、過疎と高齢化が進み、不在村森林所有者や森林の境界が不明確な森林の増加や、林業後継者の不足から手入れ不足の森林が増加しているほか野生鳥獣による森林被害も急増している。このままでは、水源かん養機能をはじめ、洪水や山崩れの防止など森林の持つ多面的機能が十分に発揮されず山地災害の増加や流域の用水の減少など地域住民の暮らしや産業に深刻な影響をもたらすことが懸念される。

このような現状を踏まえ、森林施業境界確定の推進を図りつつ、適切な森林施業の確保のための施業地の集約化と作業路網の整備や架線等による効率的な森林整備に計画的かつ組織的に取り組む。

また、放置森林の集約化の窓口となる森林バンクの活用や人材の確保と育成など、森林・林業の再生と山村の振興に繋がる取組を推進する。

特に本市山間部の森林は湖東地域の水源地としての役割もあるため、環境林と経済林のゾーニングを行いつつ、水源かん養機能増進を重視した複層林施業や長伐期施業を中心とする森林整備を進めていく。林道に近い森林については、皆伐・再造林を行う循環林を目指していく。このため、より一層の林道・作業道等による路網の整備、林業技術者の養成等の定着を図るとともに、東近江市の特色ある森林・林業政策を推進するため、森林環境譲与税を活用した財源確保を検討する。

また、木材等林産物の供給と利用については、コスト・流通等の面から他産地材・外材の使用が依然多くを占めているが、地産地消を推進するため、平成 27 年 3 月には「公共建築物等における地域産木材の利用方針」を策定するとともに、平成 28 年 3 月には「東近江市産木材調達管理基金」を創設し、幼児園等の公共建築物における木材使用の飛躍的な増加を図るなどの取組を行っており、市民にとって身近に木を見て、触れることができる役割を果たしていく。今後、森林組合を核とした素材生産・木材集出荷加工等の流通システムを充実させ、市内の木材業者との連携により地元優良材生産の拡大を図っていき、東近江市における森林資源の循環（伐って・使って・植えて・育てて・伐る）の確立をめざす。

さらに、森林の木材生産以外のさまざまな利用の可能性を探り、経済的な価値だけではなく、森林の持つ付加的な価値を高め、活用する鈴鹿十座の展開やエコツーリズムの推進等にも努める。

特産林産物の振興については、里山整備に伴うナラなどの広葉樹が多く生産されることからこれらを利用したきのこ類、木炭、まき等の生産をすすめる、病虫害や鳥獣害防止に努めるとともに地域の風土と遊休農地の有効活用による安定した生産・販売と独創的な地域特産品としての確立を目指すとともに地域雇用の確立と拡大を図る。

また、八日市・五個荘・蒲生・能登川各地区を主とする平地部の森林は本市の特色でもあるアカマツ天然林や河辺林、里山林が主体となっており森林資源が成熟しつつあるが、開発や松くい虫、カンノナガキクイムシによる病虫害被害、竹林の拡大などによる荒廃・減少が進んでいる。加えて、自ら維持管理する森林所有者が減少したことから、イノシシやシカ、サルの子孫になり農作物被害の温床にもなっており、行政と地域が一体となり保全、活用に努める必要があるため、木材資源の有効活用を推進しつつ、緩衝帯機能などの公益的機能の向上を図り、地域の里山は地域で守るという気運を高める。

2 森林整備の基本方針

森林整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨とし、自然的、社会的な特質、森林の有する公益的機能の発揮

に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を踏まえ、水源かん養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方と、これらの森林整備の推進方策に係る基本的な考え方を次のとおり定める。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の森林資源構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の機能発揮上望ましい森林資源の姿について次のとおりとする。

○水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

○山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

○快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

○保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

○文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

○生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林など

○木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

(1)「地域の目指すべき森林資源の姿」に掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方と、これらの森林整備を推進していくために必要な、造林から伐採に至る森林施業の推進方策に係る基本的な考え方について次のとおりとする。

○水源かん養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

○山地災害防止機能／土壤保全機能

災害に強い森林を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る森林として整備及び保全を推進する。

○快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

○保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

○文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

○生物多様性保全機能

森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとし、また野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

○木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。

森林整備を推進する上で重要な林業労働力については、担い手の主体である森林組合を中心として、伐採可能な森林資源が充実しつつある状況を踏まえて、~~今後は~~木材の搬出・利用を進めることとし、集約化、作業道開設、高性能林業機械の導入を行い、伐採・搬出・利用を計画的に進める体制の整備を図る。

また、適切な森林整備を推進するため、森林組合、林業事業体、林業普及指導員、~~(准)~~フォレスター、林研グループ、森林所有者、ボランティア団体、森林管理署などが相互に連携し、技術指導や普及啓発に努めるとともに、補助事業等を積極的に活用して森林整備の推進を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

自力による適正な管理が困難な森林所有者に対し、施業集約化に向けた長期施業受委託など森林経営の受委託に必要な情報提供や助言や斡旋などを行い、意欲のある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業委託による、森林経営規模の拡大を推進する。

また、木材の生産力向上を図り木材生産にかかる労働の軽減を図るため、現地の地形等の条件に適合した作業システムの導入を促進することとし、低コストで効率的な作業システムに対応するため、林道、林業専用道及び森林作業道を整備する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢について次のとおり定める。

地域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
全域	40年	45年	40年	50年	15年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

皆伐、択伐等の伐採方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法、集材の方法その他必要な事項について次のとおり定める。

なお、立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐： 皆伐は、主伐のうち択伐以外の方法であり、皆伐の実施に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図る。

択伐： 択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等となるように実施するものとする。

択伐の実施に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。

主伐を実施するに当たっては、自然条件や森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地と伐採跡地の間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するなど、伐採箇所の分散に配慮する。

なお、立木の伐採を行うに当たっては、以下のア～カに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を

踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針について」（令和3年3月16日付け2林整備1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適格な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林を行う場合の対象樹種について次のとおり定める。

	針葉樹(樹種名)	広葉樹(樹種名)
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ等	クヌギ、コナラ、ケヤキ、 その他有用広葉樹

定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市農林水産部林業振興課とも相談の上、適切な樹種を選択する。

また、花粉症発生源対策として、花粉の少ない花粉症対策苗木等の花粉症対策に資する苗木についても積極的に選定することとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の標準的な方法について次のとおり定める。コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。その他、造林に要する経費の縮減につなげるために、例えば2000本以下/haの低密度での植栽についても考慮する。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数	備考
スギ	密仕立て	4000～4500本/ha	
	中仕立て	2500～3500本/ha	
	疎仕立て	1000～2000本/ha	
ヒノキ	密仕立て	4000～4500本/ha	
	中仕立て	2500～3500本/ha	
	疎仕立て	1500～2000本/ha	
広葉樹	中仕立て	1000～4000本/ha	

なお、複層林化を図る場合の下層木について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積率)を乗じた本数以上を植栽する。

また、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市農林水産部林業振興課とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

イ その他人工造林の方法

人工造林の標準的な方法について次のとおり定める。

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に注意するものとする。
植付けの方法	気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して定めるとともに適期に植付けるものとする。
植栽の時期	春植えの場合は2月～4月上旬に行うことを標準とし、秋植えの場合は苗木の根の生長が鈍化した11月～12月に行うことを標準とする。

(3) 採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、皆伐による主伐後に人工造林を行う場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による主伐後に人工造林を行う場合は、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の成育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、別添滋賀県天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図る。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新を行う場合の対象樹種について次に示す樹種を標準とする。その他、木材や林産物として有用な高木性樹種についても天然更新の対象樹種とする。

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、イチョウ、イチイ、カヤ、イヌマキ、モミ等の針葉樹、ブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ、リョウブ、ユズリハ、サカキ等の広葉樹
ぼう芽更新による更新が可能な樹種	ブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類、ソヨゴなど

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、その期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）が生立している場合をもって、更新完了を判定することとする。

また、天然更新に当たって、地表処理、刈り出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について定め、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行う。

樹種	期待成立本数
天然更新の対象樹種	概ね 8500 本/ha を標準とする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所においてかき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新を行った場所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて1株当たり2～3本の優良芽を残して、残りはかき取る。

ウ その他天然更新の方法

森林の有する公益的機能の維持増進及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内の期間に、滋賀県における天然更新完了基準【参考資料(1)】により、天然更新の完了を確認することとし、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了するものとする。(ただし、補助造林事業により必要な場合は2年以内とする。)

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には、同通知の(解説編)の3の3-2の4における設定例(現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林)を基本とする。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

(2) 植樹によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合 1の(1)による。

イ 天然更新の場合 2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林における伐採跡地で、天然更新による場合は次のとおりとする。

2の(2)による。

5 その他必要な事項

特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、以下を標準として定める。

樹種	植栽本数	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）						標準的な方法	備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目		
ヒノキ	3500本 /ha程度	25	30	40	55	70	80	林冠がうっ閉し、林木相互に競争が発生し始めた頃、概ね20～30%の間伐率で実施する。対象は不良木を中心に選定するが、林分構成が均一となるよう実施する。	
	3000本 /ha程度	25	30	40	45	55	65		
スギ	3500本 /ha程度	15	20	30	40	60	70		
	3000本 /ha程度	20	25	35	45	65			
広葉樹等	林内照度不足により下層植生が乏しいなどの過密林分や、病虫害等の被害を受け荒廃が進んだ林分において不要木の除去、不良木の淘汰を行い本数密度の調整、残存木の成長促進等を図る。間伐を行った場合5年以内に樹冠疎密度が10分の8以上に回復すると見込まれる伐採量にとどめる。また搬出間伐による材の利用を目的の一つとする。								

※湖北地域並みに積雪の多い地域は、植栽本数3000本/ha程度欄を参考とする

※平均的な間伐の実施時期の間隔年数

標準伐期齢未満：10年

標準伐期齢以上：15年

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法について次のとおり定める。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
	ヒキ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
	広葉樹	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
木起し	スギ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
	ヒキ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
	広葉樹	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
つる切り	スギ																		1
	ヒキ																		1
	広葉樹																		1
除伐	スギ																		1
	ヒキ																		1
	広葉樹																		1
枝打ち	スギ																		1
	ヒキ																		1

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数						標準的な方法	備考
		19	20	...	25	...	35		
下刈	スギ							1回刈を標準とするが必要に応じて2回刈とし、樹高が雑草類の1.5倍以上又は60～70cm程度まで、6～9月に実施する。	
	ヒキ								
	広葉樹								
木起し	スギ							積雪等による被害木に対して実施し、被災後早期に実施する。	
	ヒキ								
	広葉樹								
つる切り	スギ							つるの繁茂の著しい箇所を実施する。	
	ヒキ								
	広葉樹								
除伐	スギ		1					下刈終了後に目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去し、造林木の過密な箇所では不良木の除去も行う。	
	ヒキ	1			1				
	広葉樹	1			1				
枝打ち	スギ				1		1	林床植生の確保や病害虫の予防、材の完満度を高めて優良材を生産するために12月～3月に実施する。	
	ヒキ				1		1		

3 その他必要な事項

育成単層林又は天然生林において既に更新樹が生育している場合、複数の樹冠層を構成する育成複層林へ誘導し維持させるために、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能の別に応じ、当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林である公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について次のとおり定める。

なお、区域内において機能が重複する場合には、すべての基準を満たすものとする。

(1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(水源かん養機能維持増進森林)

ア 区域の設定

水源かん養保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源かん養機能の評価区分が中程度以上の森林など、水源かん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1及び概要図のとおり定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長(標準伐期齢+10年)とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

森林の区域については別表2により定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全域	50年	55年	50年	60年	25年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源かん養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 **(山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林)**

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や山地災害危険地区、砂防指定地周辺、急傾斜崩壊危険区域等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(快適環境形成機能維持増進森林)

防風保安林、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(保健文化機能維持増進森林)

保健保安林、風致保安林、自然公園、都市計画風致地区、鳥獣保護区特別地区、史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、

美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定め、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。それぞれの森林の区域については別表2のとおり定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	80年	90年	80年	100年	30年	40年
長寿の森区域	70年	80年	—	—	—	—

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法（木材生産機能維持増進森林）

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定めるものとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。

(2) 森林の施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、別表1に示す「特に効率的な施業が可能な森林の区域」のうち、人工林については、原則として、皆伐後に植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における森林所有者は小規模零細所有者が多いことから、不在村者や森林経営意欲の低い森林所有者については、森林組合や林業事業体への長期施業受委託を進めることにより、集約化と経営規模拡大を推進することとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

1に示す森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針に基づき、経営規模等を拡大するための方策について次のとおりとする。

不在村者や森林経営意欲の低い森林所有者に対しては、森林組合や林業事業体への長期施業受委託を働きかけることとし、受委託に必要な情報提供や斡旋を行う。

また、森林組合や林業事業体を中心となって、集約化のために集落会議等の開催を行う。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法は、森林組合や林業事業体と森林経営委託契約の締結を行うことを標準とする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

適切に経営管理を実施していない森林については、森林所有者に意向調査を実施し、必要に応じて市で経営管理を委託するものとする。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林経営規模は5ha未満のきわめて零細な小規模所有が大半であり、所有森林も点在していることから、森林施業を計画的、効率的に行うため、市、森林組合、森林所有者等が連携し、地域ぐるみで森林施業の推進体制を整備する。森林施業を共同で行うため、研修、普及、啓発活動を促進し、森林所有者の歩調が合うように努める。また、不在村森林所有者にあっては、本市はもちろん、集落会議等の中でも積極的に普及・啓発活動ができるよう組織強化を行う。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の集約化の促進方策

本市の森林形態は、小規模であるので、今後、森林組合と連携しながら、間伐を中心として森林施業の共同化を、森林整備集落会議をとおして推進し、施業実施協定を締結するよう努める。

また、林業労働力の中心的な担い手である森林組合への施業委託の推進を通じて、資本の整備、作業班の拡充・強化等事業実施体制の整備を図ることとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 森林経営計画を共同で作成するもの（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で、又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施することを旨とすること。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。

ウ 共同作成者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らか

にすること。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その必要な事項

特になし

第7 作業路網・架線その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するために路網整備は重要であるが、本市の路網密度は低位であるため、集約化と合わせて森林作業道を中心とした路網整備を推進することとし、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について次のとおり定める。

なお、路網密度の水準については、木材の搬出予定箇所に適用するものであり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	3.5 m/ha 以上	6.5 m/ha 以上	10.0 m/ha 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	2.5 m/ha 以上	5.0 m/ha 以上	7.5 m/ha 以上
	架線系 作業システム	2.5 m/ha 以上	—	2.5 m/ha 以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	1.5 m/ha 以上	4.5 m/ha 以上	6.0 m/ha 以上
	架線系 作業システム	1.5 m/ha 以上	—	1.5 m/ha 以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 m/ha 以上	—	5 m/ha 以上

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)は、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ定めるものとし、その区域を図示する。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に関する事項

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知)を基本として、滋賀県林業専用道作設指針に則り、現地の状況に適合した必要最小限の規格により低コストの開設を行う。

イ 基幹路網の整備計画

東近江市に関する基幹路網については別表3に示す。なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切な管理を行う。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け林整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、滋賀県森林作業道作設指針に則り、地形条件に応じて作業の効率化とコスト低減が実現できるよう森林作業道を開設する。

また、滋賀県森林作業道作設指針に基づき、適正な管理を行う。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業労働者は減少と高齢化が著しいことから、担い手の中心となる森林組合や林業事業体の育成について関係機関が連携して支援を行うものとし、安定雇用への制度充実、技能・技術向上に向けた研修や指導、高性能林業機械導入による省力化などを行う。

また、林業研究グループ等の育成や地域おこし協力隊等の活動支援により活性化を行う。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業路等の整備と合わせた高性能林業機械の導入を推進し、省力化による低コスト作業を行うこととし、必要なオペレーターの養成を図る。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現状（参考）	将来
伐倒・造材	チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ、プロセッサ
集材	トラッククレーン クレーン装置付トラック 集材機 ウィンチ付グラップル フォワーダ	トラッククレーン クレーン装置付トラック 集材機 ウィンチ付グラップル フォワーダ

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備等に関する事項

ア 地域の素材生産は、森林組合及び素材生産業者（含製材業者）により実施されているが、三重県等近隣の素材売市場へ大半が出荷され、地元の製材業者への出荷は少ない状況にある。素材生産業者は零細かつ個人経営で、高齢化が進行している。そのため、後継者の確保が困難であることから、今後は森林組合を核に生産流通加工体制を確立し、地元で生産された材は、地元で加工出荷できる組織化を図っていく。また、地域産材木材を活用した製品を開発し、啓発活動を行う団体の育成も図っていく。製品化に当たっては、スギ、ヒノキだけでなく、地域産広葉樹の活用を促進する

また、地域材を多方面に有利に販売するため、本市尻無町に開設された滋賀県森林組合連合会「木材流通センター」に集積し選別を行う。仕分けコストの縮減、原木の安定供給体制の構築により、地域材の価値を高める。

イ 地域には森林組合を含めて製材工場が 18 工場あるが、一部を除いて小規模である。近年林業従事者の高齢化と同様に製材業者の高齢化が顕著になってきている。このような状況から、

本市の中核的担い手である東近江市永源寺森林組合の製材部門を充実していくために国産材加工施設の整備を図っていく。

ウ 市のシイタケ生産は、生産量の多くを2事業者が占めており、残りは個人的に生産されている人が点在しており、平成23年度の生シイタケ生産量は7.5tとなっている。地域内でのシイタケの原木確保が困難な状況から、最近は県外からの購入が大部分を占める。今後は、生産コストの問題はあるが、市内の原木資源の有効利用を図り、原木の安定的確保、生産技術・品質の向上に努める。

また、平成8年度後期から特用林産物生産施設においてマイタケの生産を始め、平成21年の生産量は約24tとなった。本施設の位置付けとしては、地域の風土と農林地の有効活用による特用林産物の安定した生産・販売と独創的な地域の特産品の確立を目指すとともに、地域雇用の確立、拡大を図っていく。

木炭については、生産者は徐々に減少傾向となっているが、平成8年度稼動した市の炭焼き施設を含め、以前より炭を焼いている個人の方々と連携することにより、市内の原木の有効利用を促進し、販路を開拓しながら計画的な生産を図る。

エ 湖東地区において、サカキ・シキミについて計画的に生産量の増大を図る。

オ 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参 考)			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
木材保管施設	山上町	保管倉庫 1,200 m ²	①				
国産材加工施設	山上町	作業倉庫 470.5 m ² 帯ノコ盤 1台 集塵装置 1式 テーブル帯ノコ 1台 送材車 1台 搬送装置 1台 管理棟 1棟 184	②				
貯木場	山上町	貯木場 2,000 m ²	③				
山菜加工施設	山上町	ステンレス流し台 1台、ステンレス作業台 4台、圧力釜 4個、ガスコンロ 8台、ミキサー 1台、ブレイブ冷蔵庫 1台、貯蔵庫 1台、保管庫 1台、包装機 1台 施設面積 180 m ²	④				
山菜、コンニャク加工施設	蓼畑町	1.5 坪用冷蔵庫、ステンレス流し台 1台、釜 2個、調理台 1台 施設面積 64 m ²	⑤				
	和南町	流し台 1式、ワークテーブル 8台、戸棚類 10台、冷蔵庫 1台 施設面積 106 m ²	⑥				
特用林産物生産施設	蓼畑町	ミキサー 1台、詰込機 2台、殺菌釜 1台、接種機 1台、栽培棚 54台、包装機 1台、乾燥機 1台、その他機器類 1式、車両機械（自動車 3台、ホルローガー 1台）、事務機・事務用備品 1式 施設面積 669 m ²	⑦				
特用林産物生産施設	下一色町	サカキ・シキミ生産林	⑧				
木材流通センター	尻無町	2.28ha	⑨				

4 その他必要な事項

特になし

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 鳥獣害防止森林区域

区域名	対象鳥獣の種類	林 班	区域面積 (ha)
八 日 市	ニホンジカ	1002、1003、1004、1005、1006、1007、 1008、1009、1010、1011	367.16
蒲 生	ニホンジカ	2002、2003、2004、2005、2006、2007、 2008、2009、2010、2011、2012、2013、 2014、2015、2016、2017、2018	896.02
永 源 寺	高野	3001、3002、3003、3004、3005、3006、 3007、3008、3009、3010、3011、3012、 3013、3014、3015、3016、3017、3018、 3019、3020、3021、3022、3023	985.85
	九居瀬、萱尾	3024、3025、3026、3027、3028、3029、 3166、3167、3168、3171、3172、3173、 3174、3175、3176	738.42
	政所西部	3030、3031、3032、3033、3034、3035、 3036、3082、3083、3084、3085、3086	755.82
	政所東部	3087、3088、3089、3090、3091、3107、 3110、3111、3112、3113、3114、3115、 3116、3117、3118、3119、3120、3121、 3122	1,355.94
	箕川、蛭谷	3037、3038、3039、3040、3041、3042、 3078、3079、3080、3081	699.72
	君ヶ畑	3043、3044、3045、3046、3047、3048、 3049、3050、3051、3052、3053、3054、 3055、3056、3057、3058、3059、3060、 3061、3062、3063、3064、3065、3066、 3067、3068、3069、3070、3071、3072、 3073、3074、3075、3076、3077	2,077.95
	茨川	3092、3093、3094、3095、3096、3097、 3098、3099、3100、3101、3102、3103、 3104、3105、3106	1,042.30
	黄和田	3123、3124、3125、3126、3127、3128、 3129、3130、3131、3132、3133、3134、 3135	947.24
	杠葉尾西部	3155、3156、3157、3158、3159、3160、 3161、3162、3163、3164、3165、3169、 3170	674.80
	杠葉尾東部	3136、3137、3138、3139、3140、3141、 3142、3143、3144、3145、3146、3147、 3148、3149	1,174.65
	佐目	3150、3151、3152、3153、3154、3177、 3178、3179、3180、3181、3182、3183、 3184、3185、3186、3187、3188、3189、 3190、3191、3192	1,418.16

	相谷、山上、和南	ニホンジカ	3193、3194、3195、3196、3197、3198、3199、3200、3201、3202、3203、3204、3205、3206、3207	952.17
	甲津畑西部、池之脇、上二俣、高木、市原野、新出、一式、石谷	ニホンジカ	3208、3209、3210、3211、3212、3213、3214、3215、3235、3236、3237、3238、3239、3240、3241、3244、3245、3246、3247、3248、3249、3250、3251、3252、3253	1421.58
	甲津畑東部	ニホンジカ	3216、3217、3218、3219、3220、3221、3222、3223、3224、3225、3226、3227、3228、3229、3230、3231、3232、3233、3234、3242、3243	1,536.14
愛東	西部	ニホンジカ	6001、6002、6003、6004、6005、6009、6010、6011、6012、6013、6036、6037、6038、6039、6040、6041、6042	1,043.72
	東部	ニホンジカ	6014、6015、6016、6017、6018、6019、6020、6021、6022、6023、6024、6025、6026、6027、6028、6029、6030、6031、6032、6033、6034、6035	1,261.97
	湖 東	ニホンジカ	7001、7002、7005、7006、7007、7008、7009、7010、7011、7012、7013、7014、7015	630.74

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣による森林被害対策について、ニホンジカによる食害、剥皮被害を防止するため、植栽、間伐等の森林施業に応じた計画的な防護柵の設置等の被害防止対策を図るとともに、被害の防止対策を拡大するため、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等について関係機関と連携した取り組みを行う。鳥獣害の防止の方法については次の(ア)又は(イ)に掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で、又は組み合わせて人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

(ア) 植栽木の防護

- ・防護柵の設置・維持管理
- ・幼齢樹保護具の設置
- ・剥皮防止帯の設置
- ・忌避剤の散布
- ・現地調査等による森林モニタリングの実施

(イ) 捕獲

- ・わな捕獲、銃器による捕獲等

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止方法の実施状況を確認するため、現地調査や各種会議での情報交換及び林業事業者（森林組合等）から情報収集を行う。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害の駆除及び予防については、被害の未然防止と早期の発見と駆除に努めることとし、マツクイムシ被害に対しては薬剤による駆除とともに抵抗性マツや他の樹種への転換を進める。また、カシノナガクイムシによるナラ枯れ被害に対しては里山整備等を通じた防除等を推進する。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

以上のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりのため、関係機関が連携して取り組むこととする。

2 鳥獣被害対策の方法（第1に掲げる事項は除く。）

特になし。

3 林野火災の予防の方法

山火事の防止のための看板等により入山者への啓発・周知を行う。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内の土地で次の1から5に該当する目的で火入れを行う場合は、森林法及び東近江市火入れに関する条例により、火入れを実施する10日前までに市長に申請書及び必要関係書類を提出し、許可を得る必要がある。

- 1 造林のための地ごしらえ
- 2 開墾準備
- 3 害虫駆除
- 4 焼畑
- 5 前各号に準ずる事項であって農林水産省令で定めるもの

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採を促進することにつき、市長が個別に判断するものとする。

(2) その他
特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能の森林の区域

下記の森林について、森林浴、自然観察、林業体験、キャンプ、休養施設（ハンガロー）等に適した森林として、広く利用に供するための適切な施業と施設の整備の一体的な実施を推進する。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
和南町	3203ヌ	5.98	5.12	0.58	0.28	0	0	保健保安林 土砂流出防備保安林 砂防指定地
五個荘地区	4004ロハ	44.3	39.37	4.92	0.01	0	0	保健保安林 土砂流出防備保安林 国定公園第2種特別 地域
清水鼻町	4005イロハ	58.87	9.79	45.21	1.04	2.83	0	
川並町	4006イロ	15.6	2.46	12.66	0.33	0.15	0	
石馬寺町	4008イ							

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全について配慮しつつ、多様な樹種からなる森林の構成の維持・増進を目的として、次に示す方法に従って、積極的な施業を実施するものとする。

施業の区分	施業の方法
伐採	択伐を原則とする。
造林	伐採後は、速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
植栽	植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保育	特定施業森林区域については、特定広葉樹林施業を推進すべき森林の保育の方法に従い実施し、その他は景観の向上に資するよう、適切な施業を行う。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備	
1	既存の施設（永源寺地区） 体験交流センター、駐車場、給水施設、キャンプ場、炊事場、便所、炭窯、作業小屋、バンガロー休憩施設、取付道路、管理道路、森林浴歩道、進入道路、作業道、散策道、林間広場、管理棟、防火水槽
2	整備することが望ましい施設（五個荘地区） 管理施設、林間広場、遊歩道、その他これらに類する施設
3	留意事項 自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用見込みに応じた規模とするとともに、切土・盛土を最小限とすること。 遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配置するとともに、快適な利用がなされるように定期的に刈払い等の維持管理を行うこと。

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
スギ	18	
ヒノキ	18	
マツ	25	
その他	17	

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条1項ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
八 日 市	1001、1002、1003、1004、1005、1006、1007、1008、1009、1010、1011、1012、1013、1014、1015、1016、1017、1018、1019、1020	823.29
蒲 生	2001、2002、2003、2004、2005、2006、2007、2008、2009、2010、2011、2012、2013、2014、2015、2016、2017、2018	933.72
永 源 寺	3001、3002、3003、3004、3005、3006、3007、3008、3009、3010、3011、3012、3013、3014、3015、3016、3017、3018、3019、3020、3021、3022、3023	985.85
	3024、3025、3026、3027、3028、3029、3166、3167、3168、3171、3172、3173、3174、3175、3176	738.42
	3030、3031、3032、3033、3034、3035、3036、3082、3083、3084、3085、3086	755.82

	政所東部	3087、3088、3089、3090、3091、3107、3110、3111、3112、3113、3114、3115、3116、3117、3118、3119、3120、3121、3122	1,355.94
	箕川、蛭谷	3037、3038、3039、3040、3041、3042、3078、3079、3080、3081	699.72
	君ヶ畑	3043、3044、3045、3046、3047、3048、3049、3050、3051、3052、3053、3054、3055、3056、3057、3058、3059、3060、3061、3062、3063、3064、3065、3066、3067、3068、3069、3070、3071、3072、3073、3074、3075、3076、3077	2,077.95
	茨川	3092、3093、3094、3095、3096、3097、3098、3099、3100、3101、3102、3103、3104、3105、3106	1,042.30
	黄和田	3123、3124、3125、3126、3127、3128、3129、3130、3131、3132、3133、3134、3135	947.24
	杠葉尾西部	3155、3156、3157、3158、3159、3160、3161、3162、3163、3164、3165、3169、3170	674.80
	杠葉尾東部	3136、3137、3138、3139、3140、3141、3142、3143、3144、3145、3146、3147、3148、3149	1,174.65
	佐目	3150、3151、3152、3153、3154、3177、3178、3179、3180、3181、3182、3183、3184、3185、3186、3187、3188、3189、3190、3191、3192	1,418.16
	相谷、山上、和南	3193、3194、3195、3196、3197、3198、3199、3200、3201、3202、3203、3204、3205、3206、3207	952.17
	甲津畑西部、池之脇、上二俣、高木、市原野、新出、一式、石谷	3208、3209、3210、3211、3212、3213、3214、3215、3235、3236、3237、3238、3239、3240、3241、3244、3245、3246、3247、3248、3249、3250、3251、3252、3253	1,406.17
	甲津畑東部	3216、3217、3218、3219、3220、3221、3222、3223、3224、3225、3226、3227、3228、3229、3230、3231、3232、3233、3234、3242、3243	1,536.14
	五個荘・能登川	4001、4002、4003、4004、4005、4006、4007、4008、4009、4010、4011、4013、5001、5002、5003、5004、5005、5006	654.10
愛東	西部	6001、6002、6003、6004、6005、6006、6007、6008、6009、6010、6011、6012、6013、6036、6037、6038、6039、6040、6041、6042	1,087.39
	東部	6014、6015、6016、6017、6018、6019、6020、6021、6022、6023、6024、6025、6026、6027、6028、6029、6030、6031、6032、6033、6034、6035	1,261.97
	湖 東	7001、7002、7003、7004、7005、7006、7007、7008、7009、7010、7011、7012、7013、7014、7015	643.88

2 生活環境の整備に関する事項

特になし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

戦後、地域の方が営々と植林をされたスギ・ヒノキが今ようやく利用できるまで育ってきた。今後は、切り捨て間伐から利用間伐にシフトし、木材を搬出利用することが重要である。

木材搬出には、路網整備、伐採、搬出、運搬、仕分け、輸送、販売、利用といった業務が発生し、これに関連する雇用が発生する。また、森林所有者には木材販売収入が見込める。

適切に間伐された森林には、高度な公益的機能の発揮が見込まれ、地域の振興に寄与することから、適切な搬出間伐の推進に取り組む。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
河辺いきもの森	建部北町	林冠トレイル、ネイチャーセンター 施設面積 15ha			①
五十年森	今崎町	林間広場 施設面積 0.7ha			②
愛郷の森	和南町	体験交流センター、駐車場、 給水施設、キャンプ場、炊事舎、 便所、炭窯、作業小屋、バンガロー、 休憩施設、取付道路、管理道路、 森林浴歩道、進入道路、作業道、 散策道、林間広場、管理棟、 防火水槽 施設面積 38.46ha			③
やわらぎの郷公園	南須田町	屋根付き広場、管理棟 施設面積 2.4ha			④

5 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるための取組について記載する。

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

自治会や住民による自主的な活動により、地域の森林の整備を行い、森林体験・森林学習の場を提供し、森林づくりへの普及・啓発を推進する。

また、自然環境教育や健康づくり等の森林利用を推進し、森林と人の豊かな関係の回復と創生のため自治体と市民との共同参画により、自然体験や地域間交流の場となる諸施設の建設、竹林の除伐、雑木林の間伐等の森林の整備・保全に努める。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

本市の中央を流れる愛知川は湖東地域の水源として重要な役割を果たしているが、上流地域周辺の森林づくりを行うために、場所を選定し、森林所有者等に対する説明を十分行い、下流域の住民からなる森林ボランティア団体等に対する斡旋活動を積極的に取り組むこととする。

また、下流域住民に対して、市内産木材の利用に関する普及啓発を行う。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

経営管理権が設定された森林のうち、計画期間内に森林経営管理事業により森林整備を推進することが適当な森林の区域、作業種及び面積について記載する。

計画期間内における森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
永源寺 黄和田	間伐	4 ha	令和5年度
永源寺 蓼畑	間伐	2 ha	令和6年度
永源寺 九居瀬	間伐	2 ha	令和6年度
永源寺 政所	間伐	2 ha	令和7年度
永源寺 九居瀬	間伐	2 ha	令和7年度

7 その他必要な事項

- (1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って実施するものとする。

森林所有者等は、次の項目について市長へ届け出る。

- ① 森林法第 10 条の 7 の 2 に基づく「新たに森林の土地の所有者となった旨の届出」
 - ② 森林法第 10 条の 8 に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出」
- (2) 琵琶湖森林づくり事業に係る協定が締結がされている対象森林においては、その協定に基づいた適切な管理を行うものとする。

【参考資料1：滋賀県天然更新完了基準】

1 天然更新対象地

本基準の対象とする森林は、天然更新予定地、更新が未了の箇所、気象害等による更新不成績地等とする。ただし、伐採前に竹やササが優先している箇所については、本基準の対象としない。

なお、保安林及び開発に係る更新方法の基準については、それぞれの法令や指導によることとし、対象に含めないものとする。

2 天然更新対象樹種

後継樹となる更新対象とする樹種は、将来その林分において高木となりうる樹種、または先駆的な樹種である中木であって、植生の遷移により、将来、高木となることが期待できる樹種とする。

3 更新及び更新補助作業

(1) 本基準の対象とする更新種は、天然下種更新、ぼう芽更新、伏条更新とする。

(2) 本基準の対象とする更新補助作業は、植込み、必要な幼樹の刈り出し等とする。

4 更新が完了した状態（更新完了基準）

(1) 伐採後5年目における更新完了基準

ア 後継樹は、更新対象樹種のうち、樹高がおおむね1.5m以上のものとする。

イ 更新が完了した状態は、後継樹の密度が

湖南地域森林計画区 2,500本/ha以上、

湖北地域森林計画区 2,000本/ha以上 とする。

(2) 伐採後2年目における更新完了基準

（造林事業等により、伐採後2年以内に更新調査を行う必要がある場合）

ア 後継樹は、地域における技術的蓄積や森林の状態等から確実な更新が見込めるものであって、樹高が20cm以上のものとする。

イ 更新が完了した状態は、後継樹の密度が

湖南地域森林計画区 2,500本/ha以上、

湖北地域森林計画区 2,000本/ha以上 とする。

(3) 上記の条件を満たさない場合には、植栽もしくは追加的な更新補助作業を実施することとする。

(4) 上記の条件を満たさず場合であっても、部分的な山腹の崩壊や土砂が流出している場合には、植栽等により防災措置を講ずること。また獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には適切な防除方策を実施することとする。

5 更新調査の方法

(1) 更新については、更新調査をもって更新が完了した状態を確認する。

(2) 更新調査の時期は、伐採後5年目とする。造林事業等により、伐採後2年以内に更新調査を行う必要がある場合には、4-(2)の基準を用いて調査を行う。ただし、伐採後2年以内に調査を行う場合であっても、伐採後5年目に、4-(1)の基準で更新調査を実施することとする。4-(1)の更新基準を満たさず、経過観察をする場合は、当該調査を行った3～5年後に再調査を行う。

(3) 調査の方法は原則として標準地調査によることとする。

ア 標準地は、天然更新対象地の地形、植生等を考慮のうえ、現地実態から平均的とみられる箇所を選択する。

イ 標準地の数は、下記を目安として現地の状況に応じて増減する。

天然更新対象地面積	0ha以上 2.00ha未満	1箇所
	2.00ha以上 5.00ha未満	2箇所
	5.00ha以上	3箇所

ウ 標準地の大きさは、10m×10mとする。

エ 明らかに天然更新完了基準を満たしている場合には、目視とすることができるが、この場合、野帳の記録及び写真を保管する。

(4) 更新調査野帳の様式は、別紙のとおりとする。